

外国（地域）企業の中国国内における経営活動従事のための
開業登記にあたり提出する必要がある文書および証書

番号	文書および証書の名称
1	「外国（地域）企業の中国国内における経営活動従事のための登記（届出）申請書」
2	審査認可機関の認可文書
3	外国（地域）企業の所在国（地域）の政府関連部門が発行した合法的な開業証明書
4	中国協力企業が発行する紹介状
5	プロジェクトについての契約書
6	外国（地域）企業の資産信用証明書
7	外国（地域）企業の董事長または総経理の責任者に対する任命書
8	出資検査報告
9	外国（地域）企業の定款および董事会構成員名簿
10	営業場所の使用証明書

注：

- 1、国家法律、法規および『外国（地域）企業による中国国内における生産経営活動従事のための登記管理弁法』により、外国企業が中国国内における生産経営活動従事を申請するに際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない。コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口へ送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要がある。授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の 2 種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印（翻訳専用印）を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
- 8、住所利用に関する文書を提出する場合、各省、自治区、直轄市の人民政府が法律法規の規定に基づきおよびその管轄地域の管理上の実際の必要に応じて、住所、事業所の証明資料について具体的に規定しまたは下級の人民政府に授権して規定させているときは、その規定に従うものとする。
- 9、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
- 10、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 11、番号 3 は、外国（地域）企業の合法開業証明書がその国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に送付し認証を受ける。若し、所在国が中国と外交関係がない場合、所在国における中国と外交関係がある第三国大使館の認証を経て、第三国における中国大使館に送付し認証を受ける。ある国の海外属地が発行する文書は、まず、その属地において公認を受けてから、その国の外交機構より認証を受け、その国における中国大使館より最終的に認証される。香港、澳門および台湾地域企業の合法開業証明は、専門規定または協議により現地公認機構が発行する公認文書を指す。なお、中国は 2023 年 3 月 8 日に「外国公文書の認証を不要とする条約」を締結し、2023 年 11 月 7 日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中国大使館による認証は不要となり、日本国外務省による「公印確認・アポストイーユ」を取得すれば足りることとなった。[日本国外務省のウェブサイト](http://www.mofa.go.jp/press/2023/11/07_01.html)において、「公印確認・アポストイーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- 12、番号5について、合作による石油開発、請負工事、経営管理の請負または委託引受に従事する外国（地域）の企業が提供する契約（要約）には、生産経営活動に従事するにあたっての費用総額を明確にしなければならない。外国（地域）の金融、保険業の企業は関連書類を提出する必要はない。
- 13、番号6について、本企業と取引のある金融機関によって発行される資産信用証明を提出しなければならない。外国（地域）の金融、保険業の企業は関連文書を提出する必要はない。
- 14、番号8、9は、金融、保険業の企業にのみ適用される。

外国（地域）企業の中国国内における 経営活動従事のための登記（届出）申請書

<input type="checkbox"/> 基本情報(記入必須)			
名称		統一社会信用コード（設立登記の場合、記入不要）	
電話番号		郵便番号	
住所 (営業場所)	_____省（市/自治区） _____市（地域/盟/自治州） _____県（自治県/旗/自治旗/市/区） _____郷（民族郷/鎮/街道） _____村（路/社区） _____号		
<input type="checkbox"/> 開業（開業登記のみ）			
企業類型		主管部門	
審査認可機関		認可日	
責任者			
中国国内における経営範囲	（「多証合一」事項の取り扱いについて、申請人の市場主体は自身の状況に基づいて「『多証合一』にかかる政府部門の共有情報の項目」の関連の内容を記入しなければならない。）		
資金金額	万元	通貨	
経営期限	_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで		
請負工事または経営管理項目			
外国（地域）企業の名称			
外国（地域）企業の海外営業場所			
外国（地域）企業の経営範囲			

備考：本申請書は、外国（地域）企業は中国国内における生産経営活動従事のための開業、変更、抹消、届出に適用される。

<input type="checkbox"/> 変更／届出(変更／届出のみ、今回の申請と関係がある事項のみ)			
変更／届出事項	元の登記内容		変更／届出後の登記内容
<input type="checkbox"/> 抹消 (抹消登記のみ)			
抹消方式	<input type="checkbox"/> 通常抹消 <input type="checkbox"/> 簡易抹消		
抹消原因			
税務登記抹消状況	<input type="checkbox"/> 抹消済 <input type="checkbox"/> 納税義務なし		
税関手続の抹消状況	<input type="checkbox"/> 抹消済 <input type="checkbox"/> 税関事務なし		
認可機構			
認可文書番号		認可日	
債権債務の整理単位			

<input type="checkbox"/> 指定代表者または委託代理人（必要）			
委託権限	1、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 登記資料の写しを審査し、審査意見の表示； 2、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 企業が用意した資料の修正； 3、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 関連書類の記入エラーの修正； 4、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 営業許可書および関連資料の受領。		
固定電話番号		携帯電話番号	
指定代表者または委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置			
指定代表者・委託代理人署名			
年 月 日			
<input type="checkbox"/> 申請者サイン（必要）			
本申請者および署名者は提出した資料文書および記入した情報が真実かつ有効であり、 相応の法律責任を負うことを承諾する。 外国（地域）企業署名権限者署名：			
（社印捺印）			
年 月 日			

添付1

責任者情報

本表は開業および責任者変更のみに適用される。

姓名		国(地域)	
固定電話番号		携帯電話番号	
Eメール アドレス			
身分証明書類型			
身分証明書番号			
身分証明書の写しの貼付位置			
責任者署名			
年 月 日			

添付 2

連絡員情報

姓名		固定電話番号	
携帯電話番号		Eメール アドレス	
身分証明書類型		身分証明書番号	
身分証明書の写しの貼付位置			

備考:

1. 連絡員は主に本企業の企業登記機関との連絡とコミュニケーションを担当し、且つ本人個人情報により国家企業信用情報開示システムにアクセスし、法による本企業の関係情報を社会に向け公布する。連絡員は企業登記および企業情報開示に関する法規を理解すべきである。
2. 『連絡員情報』に変更がない場合、改めて記入する必要はない。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>